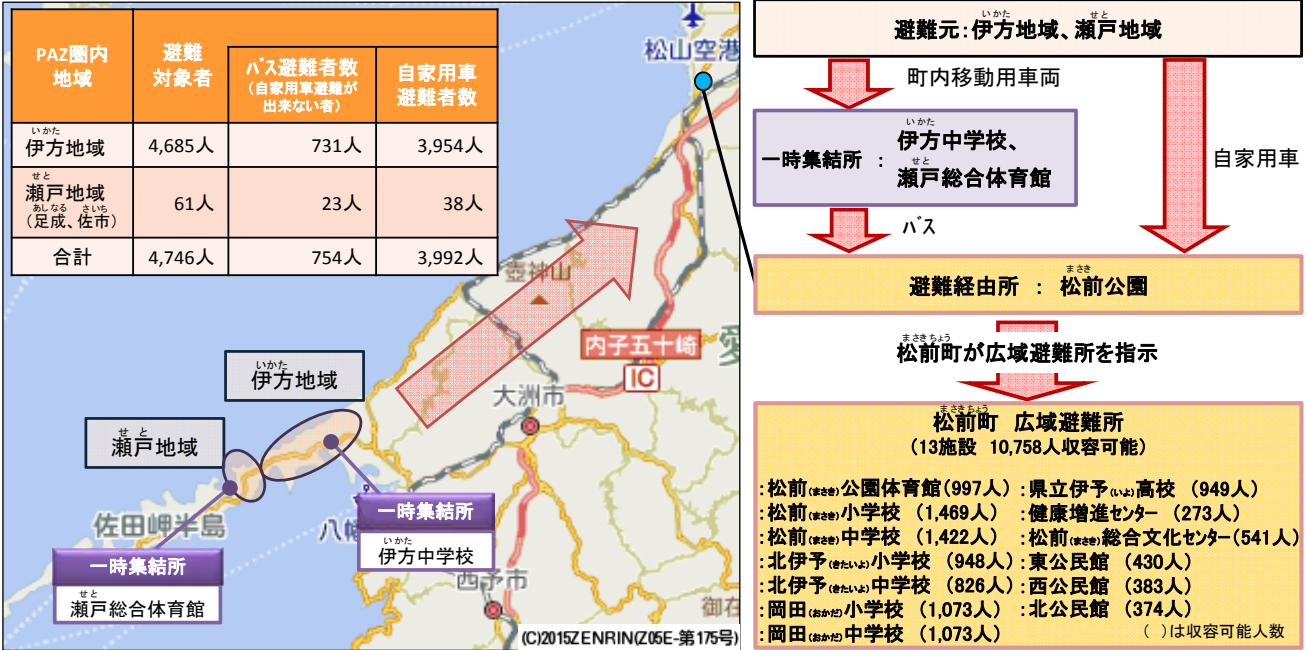


PAZ圏内の住民の避難先及び避難住民数

- PAZ圏内(伊方地域、瀬戸地域(佐市、足成))の住民については、自家用車での避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経由所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車での避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)に集合し、避難経由所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。



※1避難対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。
 ※2自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定。

PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ圏内の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約910人、民間企業(従業員30人以上)は6社(約220人)存在。

PAZ圏内の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
伊方地域	7	912人程度
瀬戸地域(足成、佐市)	0	0人
合計(7施設)		912人程度

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数: 平成26年実績

PAZ圏内の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
伊方地域	西宇和(農協)伊方支店	49人
	伊方建設(有)	32人
	株ヒサン水産伊方工場	32人
	株みさき果樹園	36人
	(有)町見緑化	33人
	伊方サービス(株)	33人
瀬戸地域(足成、佐市)	該当なし	0人
合計(6社)		215人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約850人分：バス19台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

	想定対象人数※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	754人	17台	一時集結所にて乗車 1台当り46人程度の乗車を想定 【資料P31】
観光施設から避難する一時滞在者	91人	2台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数912人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P32】
合計	845人	19台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

33

全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両のほか、伊方町いかたちょうが保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、愛媛県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		19台	
(B) 確保車両台数		計19台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	16台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数262台
	伊方町 <small>いかたちょう</small>	3台程度	伊方町が保有する車両10台（合計138人）の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）に支援を要請

34

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への順路等

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、PAZ圏内の自家用車で避難できない住民は合計約750人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動用車両で、各一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)へ移動。



※高浦地区区長宅は予防避難エリアに位置するため、上表の人数の積算対象外

PAZ圏内から避難先(避難経路所)までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、停電時に備えた自家発電機付の信号機や愛媛県、伊方町及び県警による主要交差点における交通整理・誘導、「避難誘導・交通規制用自動制御告示板」等を活用した広報等の交通対策を行う。



37

避難を円滑に行うための対応策②

- 伊方町では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民へ、避難車両及び安定ヨウ素剤の配布状況を一目で識別するための「避難車両シール」を配布することとしている。
- 伊方町、対象地域の自主防災組織、民生委員、消防団等は地域ごとにワークショップを開催し、避難時における、近隣世帯の乗合わせ車両を検討し、各世帯における配車計画を策定する等、円滑な避難の対応策について検討する予定。



避難車両シール



ワークショップによる配車計画等の策定

38

5. 予防避難エリアにおける対応

<対応のポイント>

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリア(4,906人)での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備し、これらの防護措置を組み合わせることで対応を実施。

39

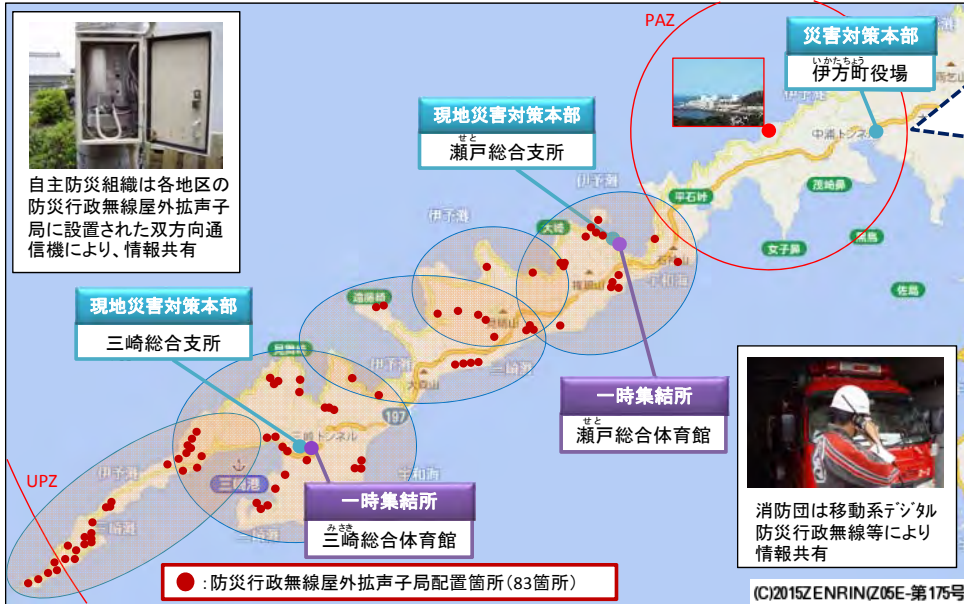
愛媛県及び伊方町における初動対応

- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に各7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



40

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。

予防避難エリアにおける状況に応じた対応

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備。

【状況の確認】

- 警戒事態: 愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- 施設敷地緊急事態: 防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	屋内退避	ケース4
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合		
放射性物質放出のリスクが高まった場合			

※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

5-1. ケ-ス1（陸路避難）における対応

＜ケース1における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

【避難方法】

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

43

（ケ-ス1）陸路避難を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路所（松前公園）に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。

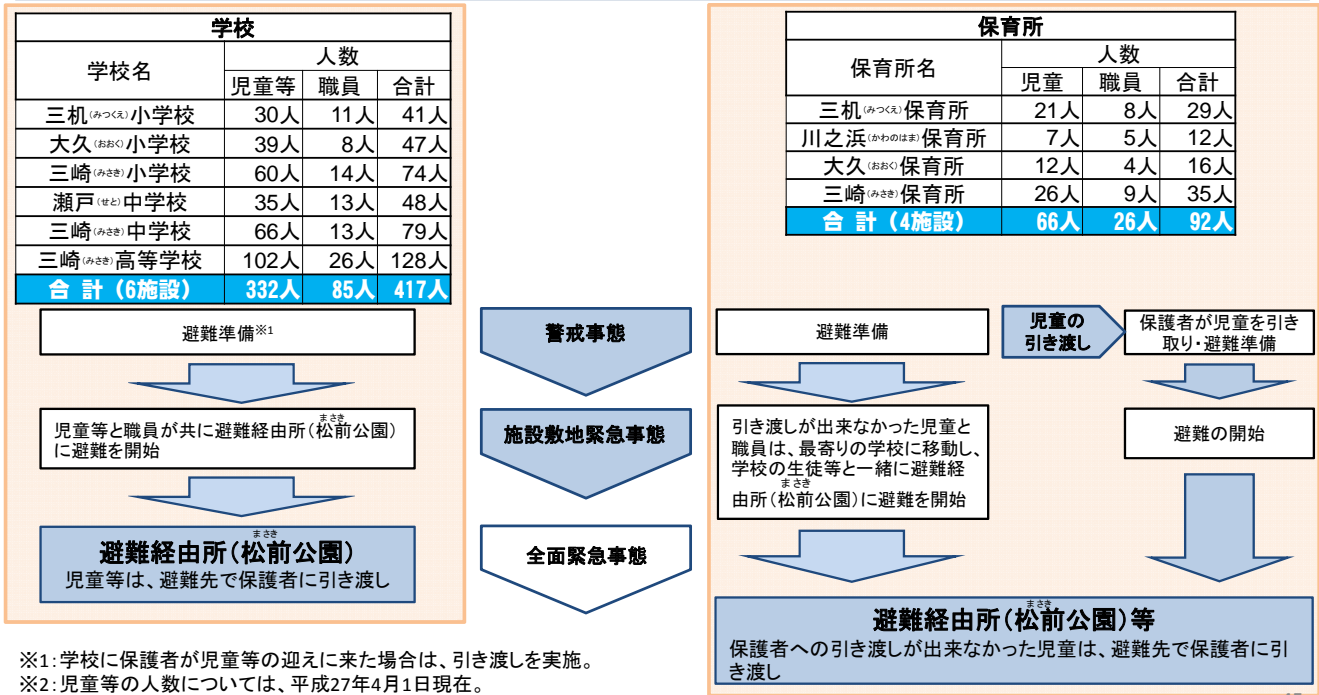


(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

44

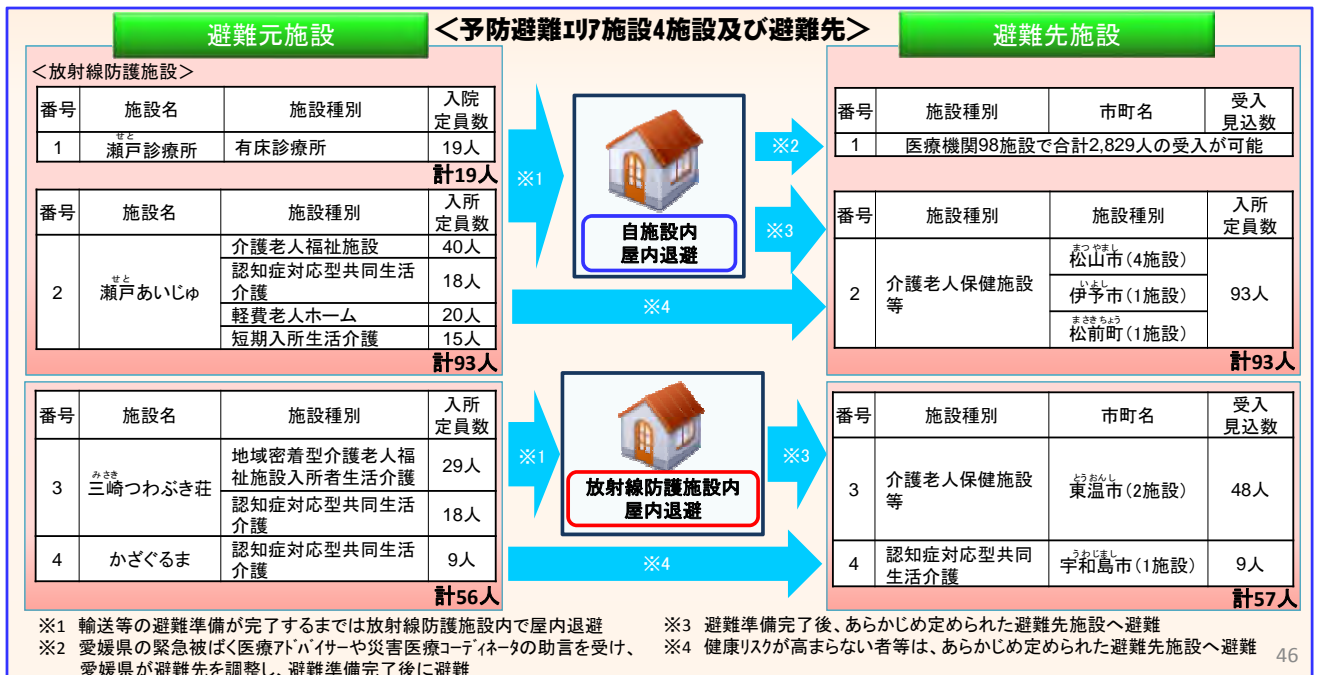
(ケ-1及び2) 予防避難エリアの学校・保育所の児童等の避難

- ▶ 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約330人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路等(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- ▶ 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約70人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の生徒等と一緒に避難経路等(松前公園)等に避難し、保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。



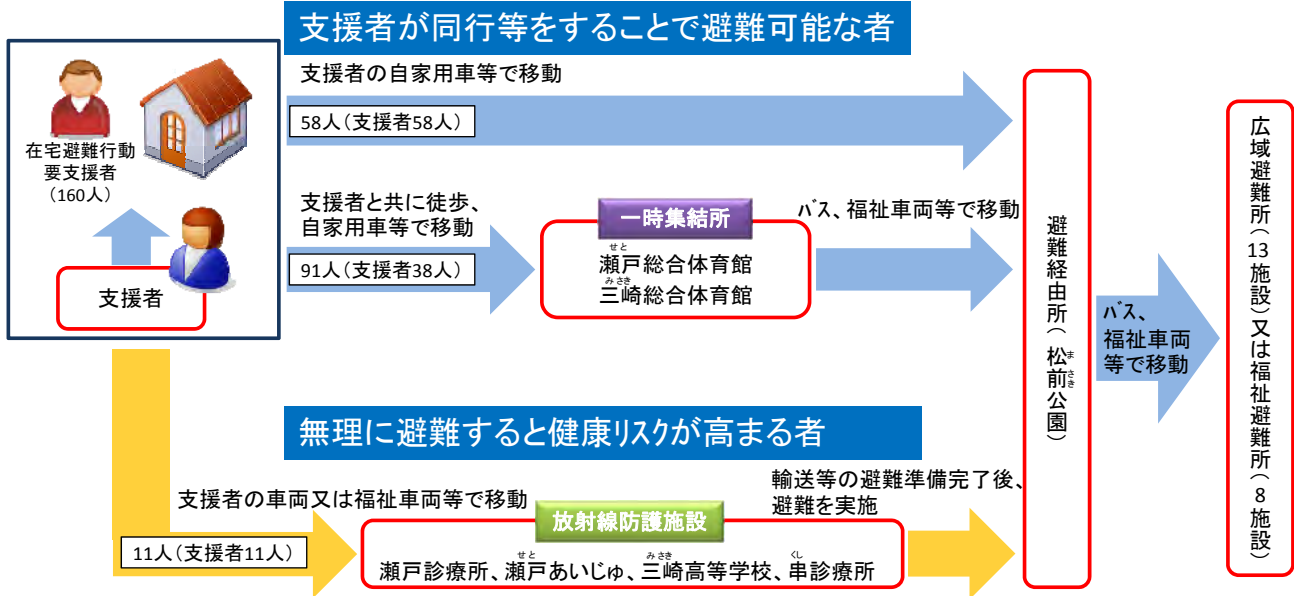
(ケ-1及び2) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難先

- ▶ 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済であり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- ▶ 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



(ケ-1及び2) 予防避難Iの在宅の避難行動要支援者への対応

- 在宅の避難行動要支援者の160人うち、107人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



47

(ケ-1) 予防避難Iにおいて施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約860人について、バス21台、福祉車両38台(ストレッチャー仕様9台、車椅子仕様29台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	509人 (児童等398人+職員111人) (10箇所)	13台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P45】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難	187人 (入所者124人+職員63人) (4箇所)	5台 (入所者81人+職員35人)	3台 (入所者6人+職員6人)	19台 (入所者37人+職員22人)	【資料P46】
社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※5	10人 (入所者6人+職員4人) (1箇所)	0台	1台 (入所者4人+職員3人)	1台 (入所者2人+職員1人)	近傍の放射線防護施設に、各福祉車両1台でピストン輸送(ストレッチャー仕様2往復、車椅子仕様1往復)を想定【資料P46】
在宅の避難行動要支援者等の避難	129人 (要支援者91人+支援者38人)	3台 (要支援者68人+支援者24人)	3台 (要支援者5人+支援者2人)	9台 (要支援者18人+支援者12人)	【資料P47】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送	22人 (要支援者11人+支援者11人)	0台	2台 (要支援者11人+支援者11人)	0台	放射線防護施設へ輸送 近距離のため福祉車両各1台でピストン輸送を想定【資料P47】 瀬戸(せと)地域:2往復(要支援者3人) 三崎(みさき)地域:4往復(要支援者8人)
合計	857人	21台	9台	29台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は瀬戸(せと)地域・三崎(みさき)地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、1台当たりの46名の乗車を想定

※4 福祉車両(ストレッチャー仕様、車椅子仕様)は、1台当たり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※5 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

48

(ケ-1) 予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、PAZ・UPZ圏内のバス会社が保有する車両のほか、学校、医療機関、社会福祉施設、愛媛県及び四国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

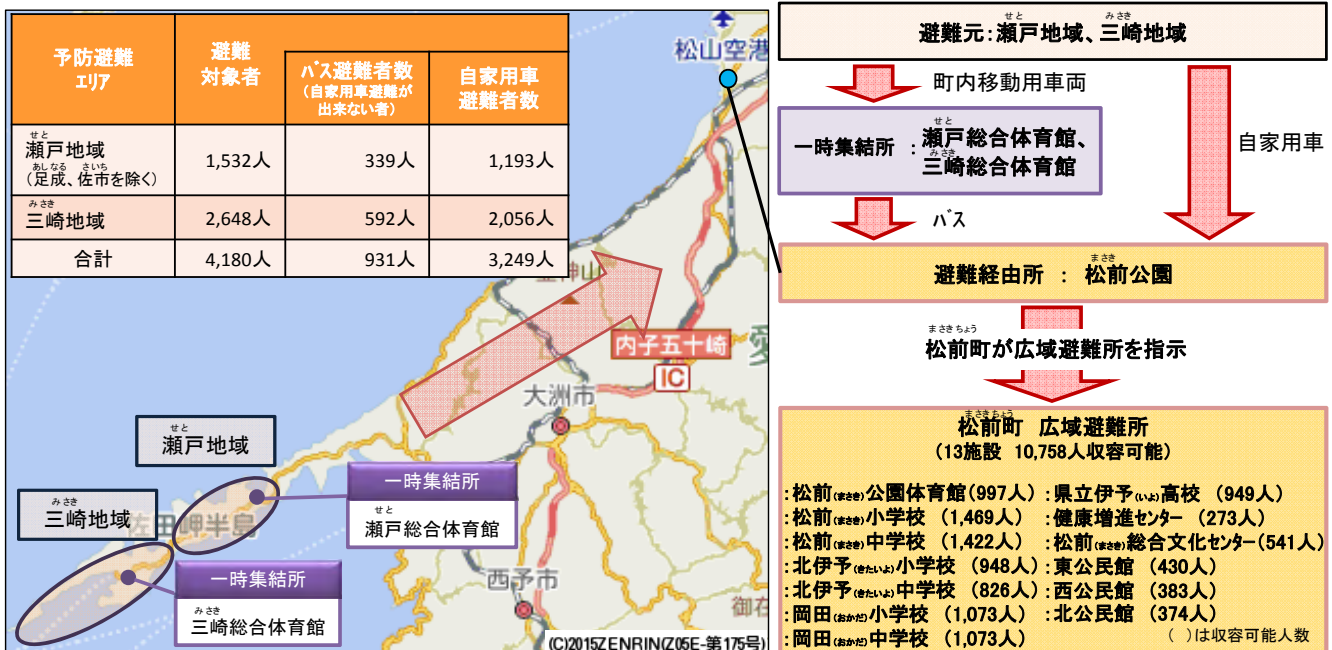
	確保車両台数			備考	
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)		
(A)必要車両台数	21台	9台	29台		
(B)確保車両台数	計38台以上	計11台以上	計30台以上		
確保先	学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	各種車両の1台当たりの実乗車人数 【バス等】バス:5~47名乗り、乗用車:4~10名乗り 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(ストレッチャー仕様兼車椅子仕様)】ストレッチャー1名乗り、車椅子1名乗り ※ストレッチャー仕様と車椅子仕様を1台ずつ積算 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子各1名
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	16台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数:46名乗り 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数262台
	愛媛県	—	—	16台	県が配備する福祉車両(車椅子仕様) ・2台(1台当たり:車椅子8名、その他2名乗り) ・4台(1台当たり:車椅子4名、その他18名乗り)
	四国電力	—	8台以上	11台以上	

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

49

(ケ-1及び2) 予防避難エリアの住民の避難

- 伊方町の2地域(瀬戸地域、三崎地域)の住民の避難先については、自家用車での避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車での避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)に集合し、避難経路所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 2地域における避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。



※1避難対象者数は、予防避難エリア住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

※2自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定。

50

(ケ-1) 予防避難エリアの観光客及び民間企業の従業員の数

- 予防避難エリアの観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約1,200人、民間企業(従業員30人以上)は3社(190人)存在。

予防避難エリアの観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	12	682人程度
三崎地域	5	472人程度
合計(17施設)		1,154人程度

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数:平成26年実績

予防避難エリアの民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	朝日共販(株)	94人
三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和(農協)三崎出張所	37人
合計(3社)		190人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

【出典】平成24年経済センサス

(ケ-1) 予防避難エリアにおいて全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約1,000人分:バス25台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	931人	21台	一時集結所にて乗車1台当り46人程度の乗車を想定【資料P54】
観光施設から避難する一時滞在者	115人	4台	バス1台当り46人程度の乗車を想定1日あたりの観光施設の入場見込み人数1,154人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P51】
合計	1,046人	25台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域・三崎地域それぞれで必要となるバス数を合算